

鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校校舎清掃業務仕様書

この仕様書は、委託者鳥取県立皆生養護学校（以下「甲」という。）が鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校校舎清掃業務（以下「作業」という。）の概要を示すものであり、現場の実情に応じ、軽微な事項は本書に明記していない事項であっても、甲が美観又は建物管理上必要と認めた作業は、契約金額の範囲内で受注者はこれを実施するものとする。

1 期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。

2 作業の概要

(1) 作業の対象は、別紙校舎清掃作業基準表及び校舎平面図のとおりとする。

(2) 作業に使用する材料は、すべて品質良好なものとする。

(3) 作業人員

作業を行う人員の配置に当たっては、次の掲げる事項に留意すること。

ア 作業工程に支障が生ずることのないよう適切な数の作業従事者を配置すること。

イ 作業開始までに作業人員配置内訳表を甲に提出すること。

(4) 損害その他

ア 建物、工作物、器具、備品等にき損を発見した時、又は損害を与えた時は、直ちに甲に報告し、その指示を受けるものとする。

イ 作業にあたっては、甲の業務に支障を与えないものとする。

ウ じんあいを飛散させないものとする。

エ 火気には特に留意し、引火性物質は使用しないものとする。

オ 不衛生な措置をとらないものとする。

(5) 作業仕様

ア 日常清掃（週1回）

(ア) 床の掃き掃除は、電気クリーナー又はほうき等を使用する。備品類で容易に移動し得る物は移動して作業する。

(イ) 便所掃除は、便器等を水洗いし、床はモップで清掃する。トイレトペーパー等は必要に応じて甲から現品支給を受け、備え付けるものとする。

イ 定期清掃（年2回）

(ア) 床面タイルは、水拭きモップでじんあいを取り除き、付着している汚れは洗剤で落とし、床材に適したワックスを適量塗布する。

(イ) カーペット洗浄は、材質に適した機材、洗剤等を使用し、洗浄後の乾燥は特に入念にする。

ウ 特別清掃

(ア) 建物内外部の窓ガラス、窓枠は、水洗いののち水分が残らないよう磨くものとする。

(イ) 各室のエアコンは、機器のじんあいを取り除き、フィルターは取り外し、洗浄したのち装着する。

(6) 作業日

ア 日常清掃は、休日を除く毎週木曜日午後とする。当該日が、祝祭日に当たる時は翌課業日に作業を行う。年間約46日とする。（長期休業中を除く）

イ 定期清掃は、年2回とする。

ウ 特別清掃は、年1回とする。

(7) その他

その他不明事項は、受注者と協議して定める。